

就業不能保障団信

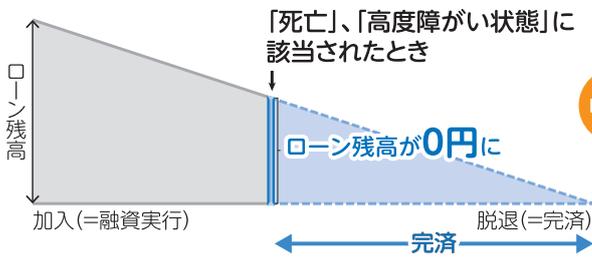
死亡 高度障がい
就業不能 長期就業不能 夫婦連生

上乗せ金利 + 年0.1%

- ろうきん団信の「死亡・所定の高度障がい状態」の保障に加え、ケガや病気による所定の就業不能状態(※)を幅広く保障する商品です。
- 保険期間中に死亡、所定の高度障がい状態に該当されたとき、または長期就業不能保障保険金のお支払事由に該当されたとき保険金が支払われ、債務が返済されます。
- 就業不能給付金のお支払事由に該当されたときは、該当された日以後1ヵ月以内に到来する約定返済日における予定返済額が支払われます。

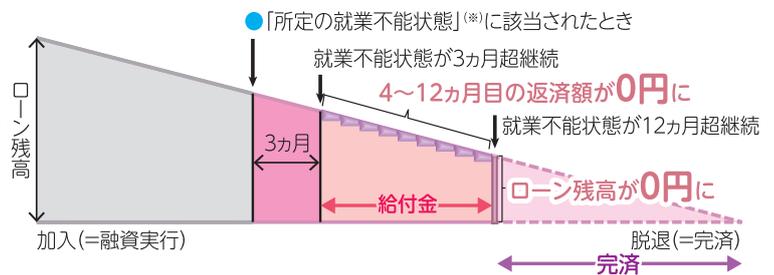
保障①

「死亡」、「高度障がい状態」に該当の場合



保障②

「就業不能状態」に該当の場合



保障範囲

就業不能保障団信なら、あらゆる就業不能状態を幅広く保障するので安心です。



あらゆる就業不能状態

- 死亡
- 高度障がい
- がん
- 心疾患
- 転倒・転落
- 交通事故
- 脳血管疾患
- あらゆる疾病・傷害 などなど

夫婦連生就業不能保障団信

上乗せ金利 + 年0.2%

夫婦連生就業不能保障団信なら、ご夫婦のどちらかが「死亡・所定の高度障がい状態」に該当した場合に加え、「所定の就業不能状態」になっても保障されます。

【保険金額のイメージ】



「所定の就業不能状態」について(※)

「入院」

「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること

- ▶ 上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
 - ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 - ② 上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設

▶ 上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

「在宅療養」

以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること

- ① 身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
- ② 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

▶ 上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。